

売地

豊栄駅

更地渡し

土地面積
公簿 225.00㎡

現況
建物有

引渡し時期
即時

チェックポイント！

整形地,プロパンガス,上水道,下水道,側溝



この図面は物件情報の一部を抜粋して掲載しております。(現況優先)
付帯条件や別途料金等が発生する場合がありますのでご確認ください。

at home

新潟県知事免許 (4) 第 4 5 1 2 号 〒950-3321 新潟県新潟市北区葛塚 4 7 5 1 - 1

有限会社愛郷土地ホーム

TEL : 025-384-7777 FAX : 025-384-7799 定休日 : 不定休

■取引態様：媒介

売地

住宅用地

豊栄

公簿 225.00㎡

私道面積
(共有部分)

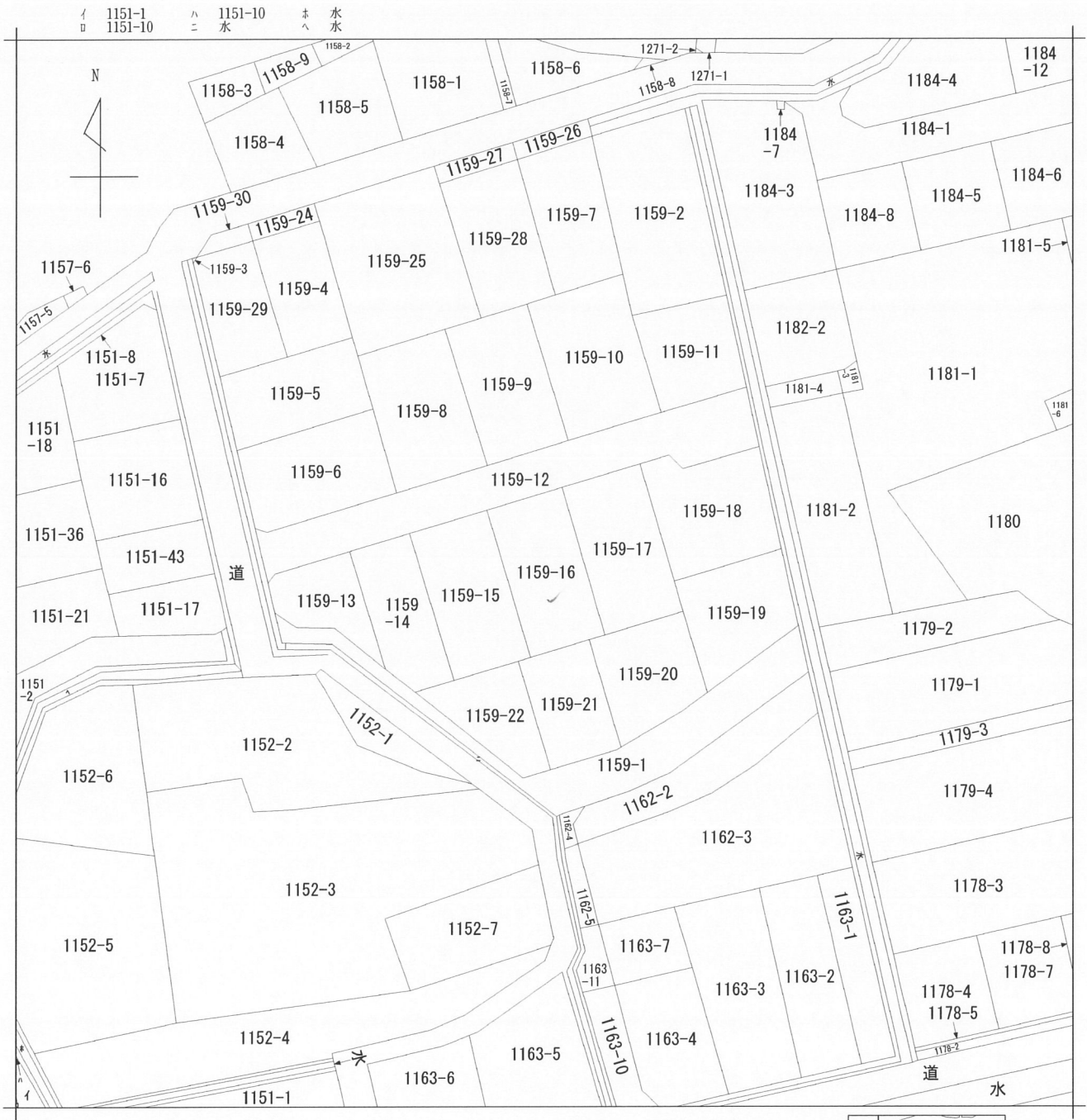
700万円

3.3㎡
単価

@10.29万円

物件所在地	新潟県新潟市北区木崎		
交通	J R 白新線 豊栄 距離7,500m		
土地権利	所有権	地 目	宅地
都市計画	市街化区域	用途地域	1 種低層
建ぺい率	50%	容積率	100%
世帯数	法22条規制		
地 勢	平坦		
建築条件			
現 況	建物有		
引渡し (即時/更地渡し)	即時		
道路状況 (内線・面口)	北西6.0m 公道 接面11.2m		
設 備	プロパンガス,上水道,下水道,側溝		
備 考	解体更地渡し、告知事項有 解体更地渡し、告知事項有		

infosheet 物件番号 69681186097



地番区域見出
木崎

請求部	所在	新潟市北区木崎字柳原				地番	1159番16			
出力縮	1/600	精度分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面				種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	昭和36年7月1日			備付年月日(原図)				補記事項		

2018/11/16 16:49 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成16年8月16日	不動産番号	1102000371893
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	豊栄市木崎字柳原			余白	
	新潟市木崎字柳原			平成17年3月21日行政区画変更 平成17年4月13日登記	
	新潟市北区木崎字柳原			平成19年4月1日区制施行 平成19年4月13日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1159番16	宅地	225:00	768:06	1159番1から分筆 〔昭和48年4月10日〕	
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成16年8月16日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和62年3月2日 第1490号	原因 昭和61年10月14日相続 所有者 豊栄市木崎1159番地16 加藤 幸子 順位5番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成16年8月16日

権 利 部 (乙 区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	抵当権設定	昭和53年9月2日 第9064号	原因 昭和53年7月31日住宅ローン保証保 険契約に基づく求償債権昭和53年8月31 日設定 債権額 金600万円 損害金 年14% 債務者 豊栄市木崎1159番地16 加藤 治孝 抵当権者 東京都千代田区丸の内一丁目2番1 号 東京海上火災保険株式会社 共同担保 目録(四)第644号 順位5番の登記を移記
2	1番抵当権抹消	平成16年2月24日 第3762号	原因 昭和61年10月30日解除 順位6番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成16年8月16日

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2018/11/16 16:56 現在の情報です。

表 題	部 (主である建物の表示)	調製	平成16年8月16日	不動産番号	1102000382010
所在図番号	[余白]				
所 在	豊栄市木崎字柳原 1159番地16			[余白]	
	新潟市木崎字柳原 1159番地16			平成17年3月21日行政区画変更 平成17年4月14日登記	
	新潟市北区木崎字柳原 1159番地16			平成19年4月1日区制施行 平成19年4月16日登記	
家屋番号	1159番16			[余白]	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造セメント瓦葺平家建	84:46		昭和53年8月1日新築	
[余白]	[余白]	[余白] 125:54 : :		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年8月16日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和62年3月2日 第1490号	原因 昭和61年10月14日相続 所有者 豊栄市木崎1159番地16 加 藤 幸 子 順位2番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年8月16日

権 利 部 (乙 区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	抵当権設定	昭和53年9月2日 第9064号	原因 昭和53年7月31日住宅ローン保証保 険契約に基づく求償債権昭和53年8月31 日設定 債権額 金600万円 損害金 年14% 債務者 豊栄市木崎1159番地16 加 藤 治 孝 抵当権者 東京都千代田区丸の内一丁目2番1 号 東京海上火災保険株式会社 共同担保 目録(第644号 順位2番の登記を移記
2	1番抵当権抹消	平成16年2月24日 第3762号	原因 昭和61年10月30日解除 順位4番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年8月16日

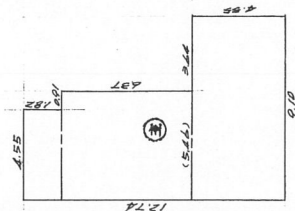
* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

面
圖
物
建

豐采市木崎字柳原 1159 番地 16

新鴻市

平成19年4月1日区制施行により、
「新潟市北区」に変更



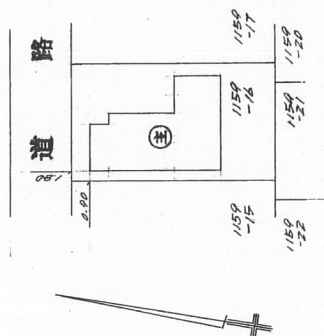
禮記

$$4.55 \times 1.92 = 8.7810$$

$$\underline{5.46 \times 6.37 = 34.7802}$$

$$9.10 \times 4.55 = 41.4050$$

A 84. A 662



作製者	新鴻市	番地	52番	昭和53年8月5日(作製)	縮尺	1 / 500
申請人	加藤	治	加藤	治	縮尺	1 / 500

新瀉県土地家屋調査士会

昭和・平成 年 月 日登記 昭和53. 8. 7

登記年月日：昭和48年4月10日

前 1159-1 後 新 同 一

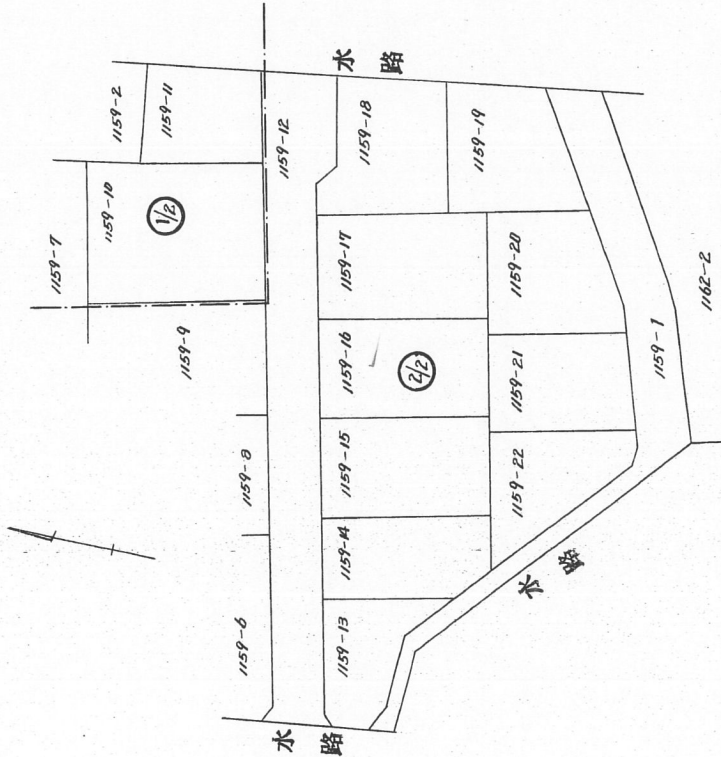
地 番 1159-10, 1159-11, 1159-12, 1159-13, 1159-14, 1159-15, 1159-16, 1159-17, 1159-18, 1159-19, 1159-20, 1159-21, 1159-22, 1159-23

土地の所在 豊栄市木崎字柳原、新湊市

平成19年4月1日区制施行により、
「新潟市北区」に変更

112759

土 地 所 在 図



作 製 年 月 日	昭和 48 年 4 月 6 日
作 製 者	新潟市太夫浜九八四番地 土地家屋調査士 平 松
申 請 人	新潟放送興業株式会社 代表取締役 風間 久雄

昭和48.4.10

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

昭和 平成 48 年 4 月 10 日登記

縮 尺	1/600
-----	-------

(日 測 連 11)

登記年月日：昭和48年4月10日

前 1159-1 後 新潟市

地番 1159-10, 1159-11, 1159-12, 1159-13, 1159-14, 1159-15, 1159-16, 1159-17, 1159-18, 1159-19, 1159-20, 1159-21, 1159-22, 1159-23

土地の所在 新潟市 豊栄市 木崎字 柳原

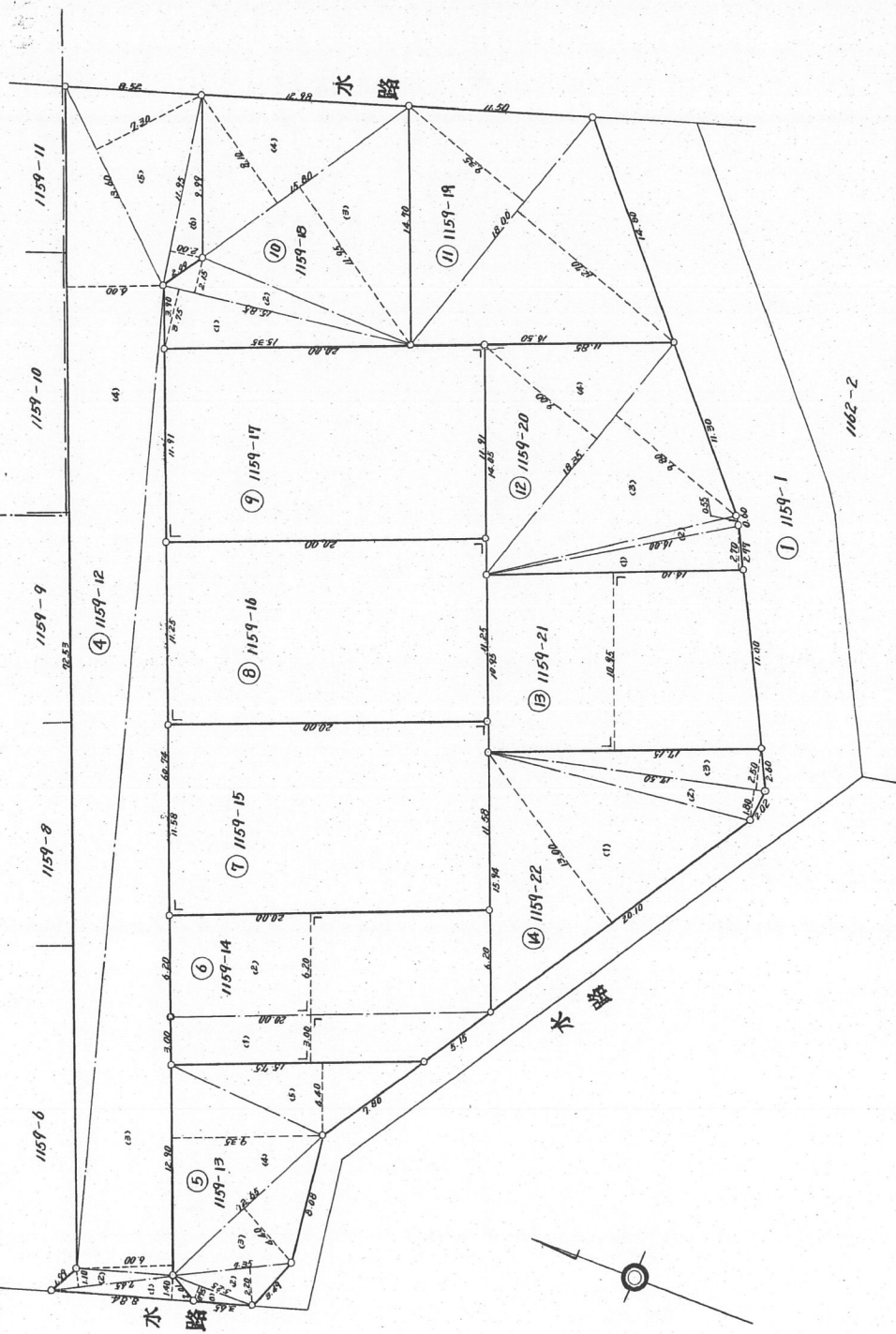
112760

平成19年4月1日区制施行により,
「新潟市北区」に変更

地積測量図

1/3

1/2



(日開進9)

縮尺 1/300

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

昭和。平成48年 4月 10日登記

昭和48年4月6日	製年	製月	製日
作製者 新潟市太夫浜九八四番地 土地家屋調査士 平松			
申請人 新潟放送興業株式会社 代表取締役 風間久雄			

昭和48.4.11

登記年月日：昭和48年4月10日

地積測量図

地番
1159-10, 1159-11, 1159-12, 1159-13, 1159-14,
1159-15, 1159-16, 1159-17, 1159-18, 1159-19,
1159-20, 1159-21, 1159-22

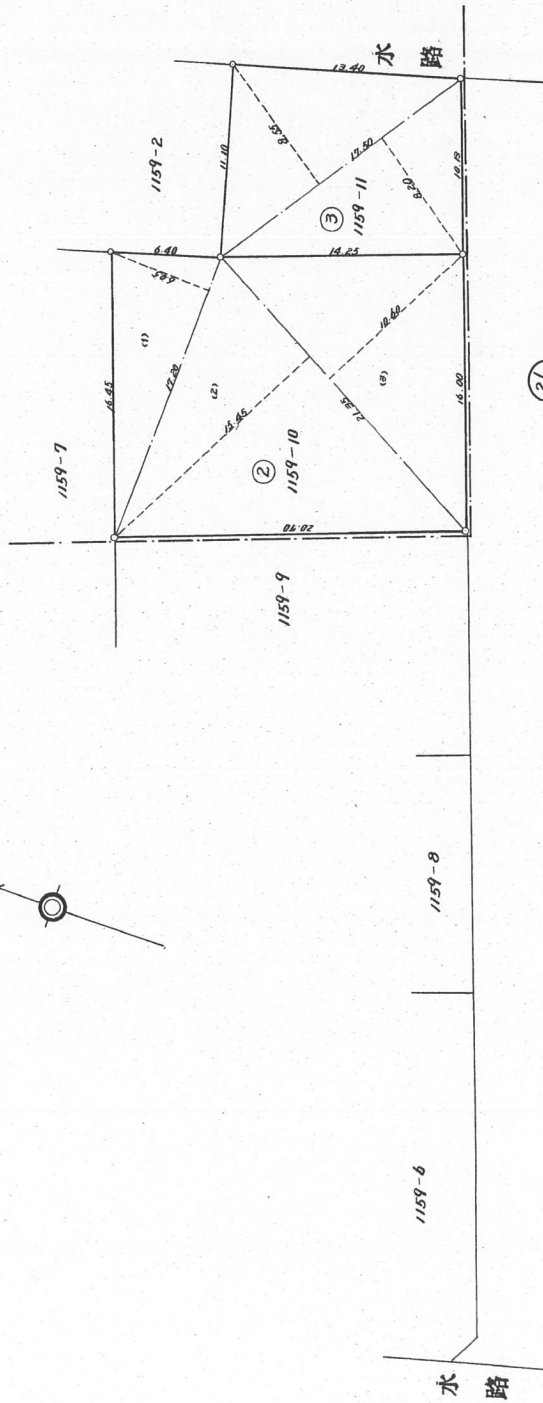
土地の所在
新潟市
豊栄市木崎字 柳原

平成19年4月1日区制施行により,
「新潟市北区」に変更

112761

1/2

新潟市



2/2

作製年月日 昭和48年4月6日	作製者 新潟市太夫浜九八 土地家屋調査士 平松	申請人 新潟放送興業株式会社 代表取締役 風間久雄
--------------------	-------------------------------	---------------------------------

昭和48年4月10日登記

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

縮尺 1/300

(日調連9)

登記年月日：昭和48年4月10日

地積測量図

1/3

地番 1159-10, 1159-11, 1159-12, 1159-13, 1159-14, 1159-15, 1159-16, 1159-17, 1159-18, 1159-19, 1159-20, 1159-21, 1159-22

土地の所在 新潟市 豊栄市木崎字利厚

平成19年4月1日区制施行により,
「新潟市北区」に変更

112762

求積

- ① 1159-1
 $3300.7300 - 2806.8025 = 303.9275 \text{ m}^2$
- ② 1159-10
 $(1) 17.20 \times 4.05 = 104.0600$
 $(2) 21.35 \times 15.45 = 329.8575$
 $(3) 21.35 \times 10.60 = 226.3300$
 $660.2275 \times \frac{1}{2} = 330.11375 \text{ m}^2$
- ③ 1159-11
 $(8.55 + 8.20) \times 17.50 \times \frac{1}{2} = 144.5625 \text{ m}^2$
- ④ 1159-12
 $(1) 8.84 \times 1.40 = 12.3760$
 $(2) 7.65 \times 1.10 = 8.4150$
 $(3) 60.70 \times 6.00 = 364.4400$
 $(4) 72.53 \times 6.00 = 435.1800$
 $(5) 13.60 \times 7.30 = 99.2800$
 $(6) 11.95 \times 2.00 = 23.9000$
 $843.5910 \times \frac{1}{2} = 421.7955 \text{ m}^2$
- ⑤ 1159-13
 $(1) 5.25 \times 0.85 = 4.4625$
 $(2) 7.35 \times 2.20 = 16.1700$
 $(3) 12.45 \times 4.40 = 55.6600$
 $(4) 12.90 \times 9.35 = 120.6150$
 $(5) 15.75 \times 4.40 = 69.3000$
 $268.7325 \times \frac{1}{2} = 133.36625 \text{ m}^2$

- ⑥ 1159-14
 $(1) (15.75 + 20.00) \times 3.00 = 107.2500$
 $(2) (20.00 + 20.00) \times 6.20 = 243.0000$
 $355.2500 \times \frac{1}{2} = 177.6250 \text{ m}^2$
- ⑦ 1159-15
 $11.58 \times 20.00 = 231.6000 \text{ m}^2$
- ⑧ 1159-16
 $11.25 \times 20.00 = 225.0000 \text{ m}^2$
- ⑨ 1159-17
 $11.91 \times 20.00 = 238.2000 \text{ m}^2$
- ⑩ 1159-18
 $(1) 15.85 \times 3.75 = 59.4375$
 $(2) 15.85 \times 2.15 = 34.0775$
 $(3) 15.80 \times 11.85 = 187.8100$
 $(4) 15.80 \times 8.10 = 127.9800$
 $410.3050 \times \frac{1}{2} = 205.1525 \text{ m}^2$
- ⑪ 1159-19
 $(9.35 + 12.70) \times 18.00 \times \frac{1}{2} = 188.4500 \text{ m}^2$

- ⑫ 1159-20
 $(1) 14.10 \times 2.70 = 43.4700$
 $(2) 14.00 \times 0.55 = 7.7000$
 $(3) 10.35 \times 9.80 = 101.4300$
 $(4) 10.35 \times 8.00 = 82.8000$
 $377.2500 \times \frac{1}{2} = 188.6250 \text{ m}^2$
- ⑬ 1159-21
 $(17.15 + 16.10) \times 10.85 \times \frac{1}{2} = 182.04275 \text{ m}^2$
- ⑭ 1159-22
 $(1) 20.10 \times 13.00 = 261.3000$
 $(2) 19.50 \times 1.80 = 35.1000$
 $(3) 17.50 \times 2.50 = 43.7500$
 $336.5500 \times \frac{1}{2} = 168.2750 \text{ m}^2$

昭和48年4月6日	作製年月日
作製者	新潟市太夫浜九八四
申請人	新越放送興業株式会社 代表取締役 岡間久

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

縮尺 1/

昭和48年4月6日登記

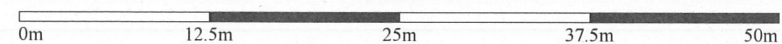
(日調連9)

下水道管理図



注)ご提供している下水道台帳図は、現地を正確かつ詳細に測量したものではありませんので、図面と現地が整合しないことがあります。
この図面をご利用される場合は、下水道施設の位置などを現地で調査・確認のうえご利用ください。
家屋、道路、水路等の位置・形状・大きさ・境界等は参考です。従って、この図面を権利関係に使用することはできません。

1/500



平成30年11月22日 14:27:23
新潟市

新潟市給配水戸番図(管路状況は現状と異なる場合があります)



記号表示凡例	
—	配水管
—	導水管
—	送水管
—	排水管
—	他管路
—	不明管
⊗	ブロック仕切弁
⊙	減圧弁
⊕	配水池
⊖	ポンプ
⊗	ブースターポンプ
○	通常交点
▽	管径変更点
◇	管種変更点
◇	管径+管種変更点
⊙	ドレン
⊕	管末
⊖	工事界
⊗	管径+工事界
⊗	仕切弁(導・送・配)
⊗	消火栓
⊗	空気弁
⊗	流量計
⊗	逆止弁
⊗	止水栓(配・I型)
⊗	止水栓(配・四角型)
—	給水管
—	給水管(解析対象)
⊙	メータ
⊙	集合メータ
○	給水交点
○	給水分岐点
⊗	仕切弁(給)
⊗	止水栓(給・I型)
⊗	止水栓(給・四角型)
⊗	貯水槽
⊗	防火水槽
⊗	緊急貯水槽
⊗	ブースターポンプ(給)